三島市水防計画 資料編

令和7年2月 三島市

三島市水防計画 資料編 目次

目次	ジージ
三島市水防協議会設置条例	1
表-1 三島市水防協議会委員構成	2
表-2 市の水位観測所	3
図-1 市の水位観測所	4
表-4 重要水防箇所	5
図-2 重要水防箇所	6
表-5 湛水注意箇所	7
表-6 橋梁注意箇所	7
図-3 湛水、水門及び橋梁注意箇所	8
表-7 水門注意箇所	9
図-4 水防団風水害等出動部隊編成	10
表-8 関係機関電話一覧	11
表-9 水防配備車両編成	12
表-10 雨量、水位観測所	13
表-11 危機管理型水位計	13
表-12 河川等監視カメラ	14
表-13 主要洪水・浸水被害と雨量	16
表-14 年最大降雨記録表	18
表-15 水位・雨量の情報提供機関 表-16 水防資器材保管一覧表	20
表-16 水防資器材保管一覧表	21
図-5 水防倉庫配置図	22
図-6 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請手順	23
表-17 災害対策用車両一覧表(国土交通省)	24
表-18 水位の種類及び内容	25
表-19 指定河川における情報提供について	26
表-20 避難指示等の基準	27
様式1 直轄河川洪水予報形式	29
様式2 県管理河川洪水予報発表形式	46
様式3 直轄河川水防警報発表用紙	63
様式7 県管理河川水防警報発表用紙(洪水)	64
様式9 直轄河川水位到達情報発表用紙	65
様式10 県管理河川水位到達情報発表用紙	70
様式11 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	72
様式12 水防管理団体水防活動実施報告書	74
様式13 公用負担命令権限書	75
様式14 公用負担命令書	75

三島市水防協議会設置条例

昭和35年9月21日 条例第23号

- 第1条 水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第34条第1項の規定により、三島市に 水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 第3条 協議会は、水防計画の樹立その他水防に関し必要な事項を調査審議する。
- 第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長に事故があるときは、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。
- 第5条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する 職務上の代理者がその職務を行うことができる。
- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 2 会長において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても、これを免じ、又は解嘱することができる。
- 第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。
- **第8条** 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急 を要する場合は、この限りでない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第9条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。
- 2 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。
- 3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。
- 第10条 委員の報酬及び費用弁償は、三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年三島市条例第21号)を適用する。
- 第11条 この条例施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成18年条例第4号)
- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成24年条例第27号)
- この条例は、公布の日から施行する。

表一1 三島市水防協議会委員構成

区分	職名
会 長	三島市長
委員	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長
委員	陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長
委員	静岡県東部危機管理監
委員	静岡県沼津土木事務所長
委員	三島警察署長
委員	三島市消防団長
委員	西日本電信電話株式会社静岡支店長
委員	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長
委 員	静岡ガス株式会社東部センター長
委員	三島市建設事業協同組合理事長
委員	三島建設業協力会会長
委員	株式会社エフエムみしま・かんなみ代表取締役
委員	日本大学国際関係学部長が推薦する者
委員	順天堂大学保健看護学部長が推薦する者
委員	三島市自治会連合会代表(防災・水防担当)
委員	三島市社会福祉協議会会長
委員	三島市民生委員・児童委員協議会理事
委 員	三島市副市長
委員	三島市教育長
委員	富士山南東消防本部三島消防署長

表-2 市の水位観測所(下神川橋、大場橋以外は消防、市土木課の基準)

(位置 P4 図-1 参照)

							[P4 <u>図</u> 一] :	<u> </u>
河川名	番号	観測所名	位置	テレメーター	水位監 視•巡視	氾濫注意水位	避難判断水位 [高齢者等避難]	氾濫危険水位 [避難指示]
	1	千歳橋	伊豆の国市 南條	国	_	4.10	_	_
狩野川	2	徳倉	清水町徳倉	国	_	4.00	6.80	7.20
	3	松毛川排水機場	長伏		市	1	_	ı
	4	大場[安久橋] (大場橋)	函南町間宮 (大場)	国	_	4.80 (6.00)	7.20	7.60
	5	下神川橋 (新町橋)	加茂川町 (川原ケ谷)	県	-	2.50 (3.00)	-	4.00
	6	青木橋	長泉町 中土狩	県	_	3.20	_	3.40
大場川	7	佐野中村橋	佐野		市	2.00	_	-
	8	徳倉中橋 (幸原山橋)	徳倉 (幸原町)		市	4.00 (3.00)	-	-
	9	神川橋 ※向山橋	壱町田		市	3.00	-	-
	10	谷田中村橋	谷田	県	_	-	-	-
	11	下河原橋	谷田		市	-	_	-
沢地川	12	向山橋(再掲)	壱町田		-	2.50	-	-
1/\1E/11	13	祇園大橋	大宮町 3 丁 目		市	-	_	-
三島	14	山田橋 (やすらぎ橋)	川原ケ谷 (東町)		市	-	_	-
山田川	15	島田橋	川原ケ谷	県危管 水位計	_	-	-	-
夏梅木川	16	夏梅木橋	谷田	県危管 水位計	_	-	_	-
御殿川	17	梅名橋 ※菊川橋	梅名		市	4.00	-	-
	18	藤代橋 (下御殿橋)	藤代町 (青木)	(県)	市	-	-	-
	19	玉川新橋	玉川		市	_	-	-
境川	20	的場橋	長伏		市	-	-	-
	21	境川 栄町 10-13 付近	栄町	県危管 水位計	_	-	-	-
函南 観音川	22	菊川橋(再掲)	大場		-	-	-	-
来光川	23	蛇ヶ橋	函南町肥田	玉	_	5.20	8.10	8.45
	24	観音橋	函南町上沢	県	_	1.70	-	1.90
/ \ 14	56 40 10 =	诉締合のため 確	羽不亜					

^{・()}は監視場所統合のため、確認不要

^{・※}は、1班で2箇所を監視すること(神川橋と向山橋、梅名橋と菊川橋)

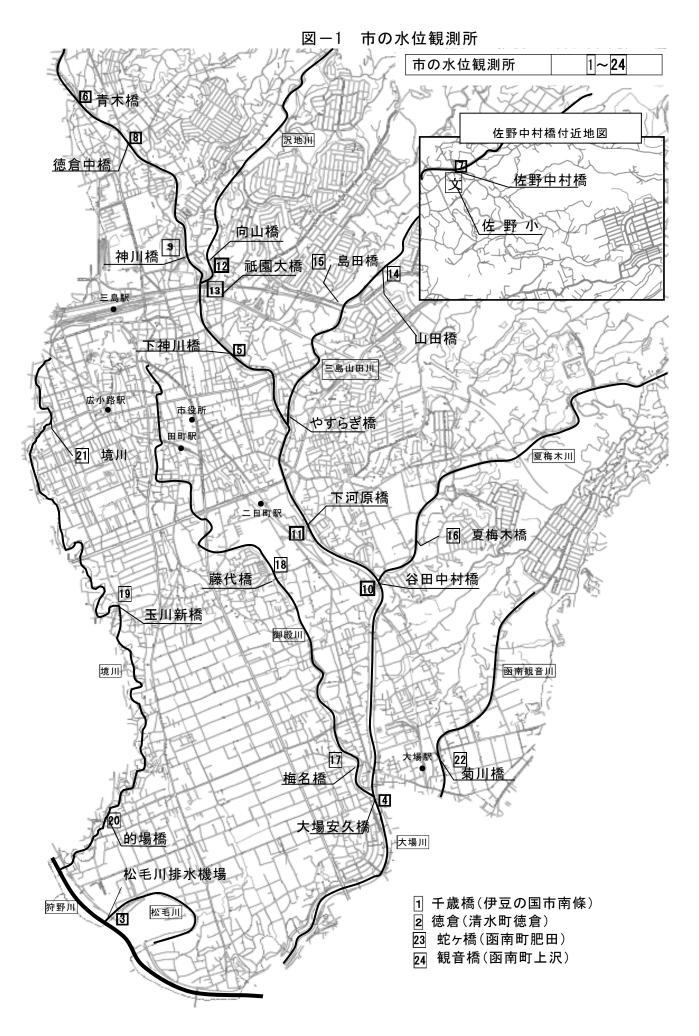


表-4 重要水防箇所

(位置 P6 図-2 参照)

番号	河川名 (水系名)	市·町 (大字)	場所	重要度	延長 (m)	注意を要する理由	位置 (自~至) 国	水防工法	河川管理 団体 水防管理 団体	水防倉庫
1	狩野川 (狩野川)	三島 (長伏) 清水町 (湯川)	徳倉橋上流	В	右 1,383	パイピング 破壊	8.0K+150m ~ 9.4K+ 102m	釜段 工	国(三島市)清水町)	長伏
2	狩野川 (狩野川)	三島 (長伏) 清水町 (的場)	的場樋管付 近 ~ 大場川合流 点	В	右 2,133	河積不足	8.4K+207m ~ 12.0K+50m	積土 のう工	国(三島市)清水町)	長伏
3	大場川 (狩野川)	三島 (御園) 函南 (間宮)	狩野川合流 点 〜 大場川橋	В	右 1,510	堤防の 脆弱性	0.0K ~ 1.4K+79m	月の輪工	国三島市田南町田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	御園
4	大場川 (狩野川)	三島 (安久)	安間樋管下流	В	右 30	洗掘の暫 定施行	1.6K+22m ~ 1.6K+52m	木流し工	国 (三島市)	御園
(5)	大場川 (狩野川)	三島 (安久)	函南観音川 合流点 〜 仲町樋管	В	右 345	堤防の 脆弱性	1.6K+76m ~ 2.0K+91m	月の輪工	国(三島市)	御園
6	狩野川 (狩野川)	三島 (御園)	松毛川樋管	要注意	右 410	旧川•破堤 履歴有	9.2K+190m ~ 9.6K+105m	月の輪工	国(三島市)	御園
7	境川 (狩野川)	三島 (平田) 清水町 (久米田)	平田橋上流 320m ~ 境橋	В	3,870	断面狭小	2.5K+20m ~ 6.3K+90m	積土のう工	県 (三島市 清水町)	三島市役所
8	三島 山田川 (狩野川)	三島 (川原ヶ谷)	新幹線 ~ 山田橋上流 40m	В	600	堤防高不 足無堤	1.0K+60m ~ 1.6K+60m	積土のう工	県 (三島市)	夏梅木

※重要度区分 <①~⑥>国基準による区分

<⑦~⑧>県基準による区分

基準の詳細については計画編 P13 参照

図-2 重要水防箇所

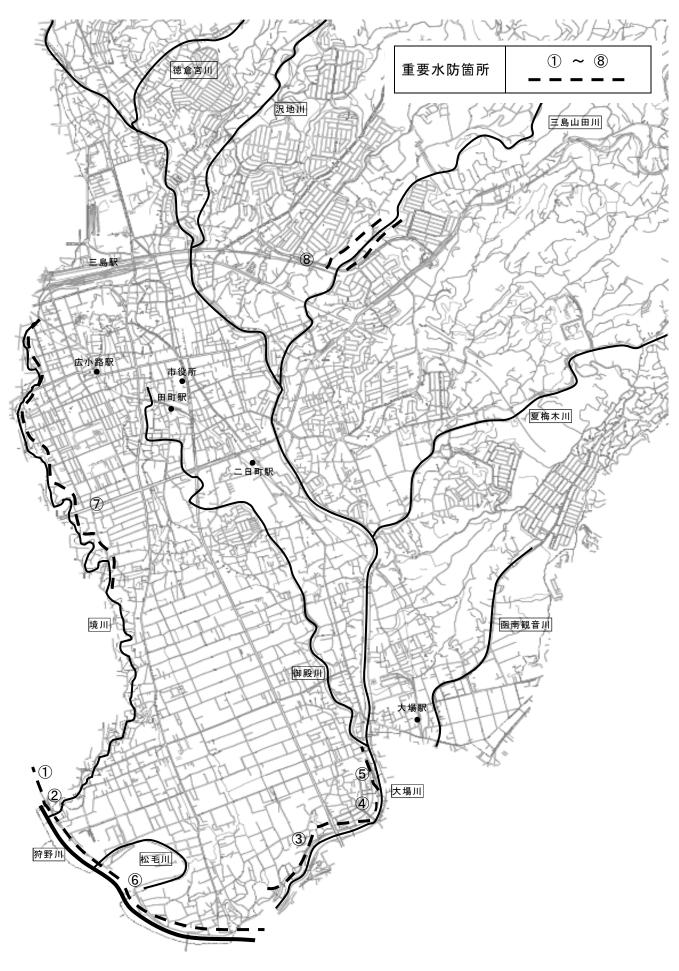


表-5 湛水注意箇所

(位置 P8 図-3 参照)

NO	位置	河 川 名		
1	北沢地内	大場川		
2	中島・大場地内	大場川・御殿川		
3	安久地内	大場川		
4	安久・御園地内	大場川		
5	玉川・平田地内	境川		
6	長伏・松本地内	狩野川・境川		
7	大場地内(赤王)	観音川		
8	大場地内	観音川		
9	中島地内	御殿川		
10	御園地内	松毛川		

表-6 橋梁注意箇所

(位置 P8 図-3 参照)

番号	河川名	路線名	橋梁名	形状寸法 (L, W) m	位 置	影響の内容	管理者
$\langle 1 \rangle$	狩野川	県道三島 静浦港線	新城橋	L=230 W=6.00	御園(沼津市大平)	桁下不足	静岡県
2>	境川	市道玉川南二日町線	玉川新橋	鉄筋コンクリート橋 L=7 W=5	玉 川 (清水町久米田)	断面小	清水町

図 — 3 湛水、水門及び橋梁注意箇所 1 N 36 (S)//// YE 1~1 湛水注意箇所 徳倉宮川 国・県の水門注意箇所 1 Δ 沢地川 市の水門注意箇所 **◇~◇** 橋梁注意箇所 三島山田川 広小路駅 市役所 田町駅 夏梅木川 二日町駅 7 15 21 玉川新橋 境川 函南観音川 大場川 狩野川 4 新城橋

表-7 水門注意箇所

表一/	水門注意	. 固 川			(位置 P8 凶-3 参照)			
番号	河川名	水門名	位置	L 形状 H W m	種別	委託先	担当課	
1	狩野川	境川排水機場	長 伏	22. 50 3. 55 6. 00	鋼	長伏町内会	983-2636 土木課	
2	JJ.	長 伏 樋 管	JJ	28. 00 1. 60 1. 80	鋼	長伏町内会	983-2636 土木課	
3	IJ	松毛川棚管(松毛川排水機場)	IJ	36. 40 2. 00 2. 70	鋼 製 スピンドル 電 動	御園町内会	983-2654 農と食の まちづく り課	
4	大場川	中郷第1樋管	御園	28. 00 1. 70 1. 50	鋼 製 ビンジャッキ 電 動	御園町内会	983-2636 土木課	
5	IJ	中郷第2樋管	IJ	28. 30 1. 70 1. 50	鋼 製 ビンジャッキ 電 動	御園町内会	983-2636 土木課	
<u>6</u>	IJ	竹ノ下樋管	安 久	28. 71 2. 95 2. 50	鋼 製 ビンジャッキ 手 動	安久町内会	983-2662 生活排水 対策室	
7	IJ	安間樋管	"	24. 50 1. 60 1. 30	鋼 製 ビンジャッキ 手 動	安久町内会	983-2636 土木課	
8	IJ	上町樋管	大場	25. 31 1. 50 1. 50	鋼	大場町内会	983-2636 土木課	
9	IJ	中島樋管 1 号	中島	16. 50 1. 50 1. 50	鋼 製 スライドゲート 手 動	中島町内会	983-2636 土木課	
10	IJ	多呂樋管	中島	19. 30 2. 00 2. 00	鋼 製 スライドゲート 手 動	多呂自治会	983-2636 土木課	
11	IJ	中島樋管2号	IJ	0. 90 0. 90	鋼 製 スライドゲート 手 動	中島町内会	983-2636 土木課	
12	IJ	北 沢 樋 管	北 沢	1. 40 1. 40	鋼 製 スライドゲート 手 動	北沢町内会	983-2636 土木課	
13	IJ	谷田樋管	中	10. 00 2. 25 2. 25	鋼 製 スライドゲート 手 動	御門自治会	983-2662 生活排水 対策室	
14	IJ	小磯川樋管	谷 田	8. 00 2. 00 1. 50	鋼 製 スライドゲート 手 動	谷田町内会	983-2662 生活排水 対策室	
15	IJ	中樋管1号	中	 1.50 1.50	鋼 製 スライドゲート 手 動	中自治会	983-2636 土木課	
16	IJ	中樋管2号	II	13. 50 1. 50 1. 50	鋼 製 スライドゲート 手 動	中自治会	983-2636 土木課	
A	11	幸原用水樋門	幸原町	5. 60 5. 00	鋼 製 スライドゲート 手 動	直営	983-2654 農と食の まちづく り課	
18	御殿川	梅名 樋管1号	梅名	13. 40 1. 00 1. 00	鋼製スライドゲート動	梅名自治会	983-2636 土木課	

19	IJ	梅名 樋管2号	JJ	22. 30 $\Phi = 1.00$	鋼 製 スライドゲート 手 動	梅名自治会	983-2636 土木課
20	11	中島 樋管3号	中島	12. 60 $\Phi = 1.00$	鋼製スライドゲート動	中島町内会	983-2636 土木課
21	IJ	手乱川樋管	中	21. 09 1. 50 2. 6	鋼製ラック式電	中自治会	983-2636 土木課
22	桜川	桜川水門	大宮町	- 1. 00 1. 60	木 製 スライドゲート 手 動	直営	983-2654 農と食の まちづく り課

図-4 水防団風水害等出動部隊編成

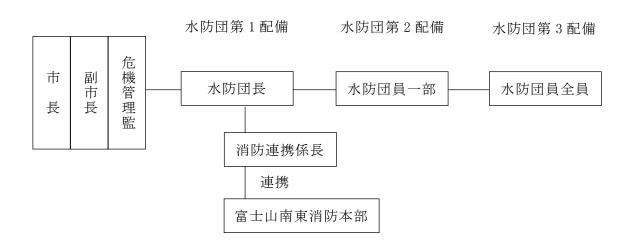


表-8 関係機関電話一覧 ※各水防団(消防団)連絡先は計画編 P9 を参照のこと。

表一8 関係機関電話一覧	~ 6 小	的四(有的四)建裕力	には計画編 P9 を参照のこと。
機関名	局 番	番 号	所 在 地
静岡県庁	054	(土木防災課) 221-3033 221-2249 221-3206 (砂防課) 221-3042	静岡市葵区追手町 9-6
静岡県水防本部	054	221-3259	静岡市葵区追手町 9-6
国土交通省沼津河川国道事務所		934-2001	沼津市下香貫 3244-2
静岡地方気象台	054	286-3521	静岡市駿河区曲金2丁目1-5
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550	89-1310	御殿場市板妻 40-1
陸上自衛隊富士学校	0550	75-2311	駿東郡小山町須走 481-27
(航空自衛隊第11 飛行教育団) 静 浜 基 地	054	622-1234	焼津市上小杉 1602
静岡県沼 津 土 木 事 務 所		920-2213	沼津市高島本町 1-3
静岡県東部地域局		920-2002	沼津市高島本町 1-3
裾 野 市 役 所		992-1111	裾野市佐野 1059
沼津市役所		931-2500	沼津市御幸町 16-1
清水町役場		973-1111	駿東郡清水町堂庭 210-1
函 南 町 役 場		978-2250	田方郡函南町 平井 717-13
長泉町役場		989-5500	駿東郡長泉町中土狩 828
三島市役所		(代表) 975-3111 (危機管理課) 983-2650	三島市北田町 4-47
中郷文化プラザ		982-5100	三島市梅名 353-1
三島市建設産業連合会		972-2588	三島市玉川 252
富士山南東消防本部		972-5801	三島市南田町 4-40

表-9 水防配備車両編成

令和7年2月現在

所 属	車名	登録番号	積載キロ数	乗車人員	備考
危機管理課	スバルフォレスター	伊豆 800 さ 3552		5	無線車
JJ.	トヨタRAV4	トヨタRAV4 伊豆 800 さ 3052		5	IJ
土木課	スズキ キャブオーバー	伊豆 480 え 239	350	2	II
IJ	ホンダ HR-V	伊豆800さ 40		5	"
II.	トヨタダイナダンプ	伊豆 100 さ 3178	2,000	3	IJ.
IJ	トヨタダイナ	伊豆800さ 3323	1, 250	6	"
IJ	R A V — 4	伊豆300 さ6845		5	IJ
IJ	日産エクストレイル	伊豆800さ 39		5	"
IJ	排水ポンプ車8t	伊豆800 さ3071	_	2	1
IJ	排水ポンプ車8t	伊豆800 さ3121	-	2	1
みどりと水の まちづくり課	ダイハツハイゼット	伊豆 480 あ 186	350	2	
IJ	日産アトラス	伊豆400さ 67	1, 450	6	
水道課	トヨタダイナ	伊豆400 さ8660	1,500	3	無線車
IJ	三菱キャンター	伊豆400さ 29	2, 000	3	IJ
下水道課	トヨタプロボックス	伊豆400 す1608	400 (250)	2(5)	"
IJ	タ゛イハツハイセ゛ットカーコ゛	伊豆 480 き 2834	350 (250)	2(4)	IJ
公共財産保全課	タ゛イハツハイセ゛ットカーコ゛	伊豆 480 く 54	350 (250)	2(4)	"
JJ.	タ゛イハツハイセ゛ットカーコ゛	伊豆 480 く 55	350 (250)	2(4)	"
"	タ゛イハツハイセ゛ットカーコ゛	伊豆 480 く 56	350 (250)	2(4)	"
11	タ゛イハツハイセ゛ットカーコ゛	伊豆480い5764	350 (250)	2(4)	"

表-10 雨量、水位観測所

	ED Nu	-r h	备	見測 区	分	観測開始		fro State of
	観測	所 名	普通	自記	テレ	年 月	所属	観測者
		市の瀬(蟇ヶ沢)		0	0	S51. 4. 1	国土交通省	
=	≓ 目 .	市ノ瀬(裾野市)			0	S54. 9. 15	静岡県	
	雨量	市役所			0	H4. 4. 1	静岡県	
		三島			0	S5. 11	気象庁	
	狩野川	徳倉		0	0	S30. 4. 1	国土交通省	
		千歳橋		0	0	S35. 6. 1	国土交通省	
		大場(安久橋)		0	0	S37. 5. 1	国土交通省	
	大場川	下神川橋			0	S60. 2. 14	静岡県	
		青木橋			0	H4. 4. 1	静岡県	
水位		谷田中村橋			0	H29. 4. 1	静岡県	
	御殿川	下御殿橋			0	H29. 4. 1	静岡県	
	境川	玉川新橋	0			H29.12.1	静岡県	
	来光川	観音橋			0	H13.2	静岡県	
		蛇ヶ橋		0	0	S48. 10. 1	国土交通省	

表-11 危機管理型水位計

河川	観測所	観測開始水位 (TP)(m)	氾濫開始相当 (TP)(m)	観測開始 年月日	種別	所 属
境川	境川 (栄町)	26. 9	27. 56	Н31. 4. 1	洪水時	静岡県
夏梅木川	夏梅木橋	13. 47	15. 73	Н31. 4. 1	洪水時	静岡県
三島山田川	島田橋	24. 58	26. 27	R3. 3. 23	洪水時	静岡県

表-12 河川等監視カメラ

河川名	名称	位;	置	観 測 開 始 年 月	所属	備考
狩野川	境川排水機場 (屋上)	三島市	長伏	H16. 3	国土交通省	
312171	千歳橋	伊豆の国市	南條	Н17. 9	国土交通省	
	大場川	沼津市	大平	H12.3	国土交通省	
	下神川橋	三島市	加茂川町	H25. 8. 1	静岡県	
	青木橋	長泉町	中土狩	H25. 8. 1	静岡県	
	函南観音川排水 機場(屋上)	函南町	間宮	Н16.3	国土交通省	
	谷田中村橋	三島市	中	Н29. 5. 17	静岡県	
大場川	北沢 アンダーパス	三島市	北沢	R3. 3. 31	三島市	
, , , , ,	多呂樋管	三島市	多呂	R5. 3. 31	三島市	
	上町樋管	三島市	大場	R4. 3. 31	三島市	
	安間樋管	三島市	安久	R4. 3. 31	三島市	
	大場ポンプ場 流入水路	三島市	大場	R5. 4. 1	三島市	
	中郷第1樋管	三島市	安久	R2. 3. 31	三島市	
	中郷第2樋管	三島市	安久	R2. 3. 31	三島市	
	下御殿橋	三島市	青木	Н29. 5. 17	静岡県	
御殿川	藤代橋	三島市	藤代町	R5. 3. 31	三島市	
柳殿川	梅名樋管 1 号	三島市	梅名	R5. 3. 31	三島市	
	梅名樋管2号	三島市	梅名	R6. 3. 31	三島市	
来光川	観音橋	函南町	上沢	H25.8.1	静岡県	
	来光川	函南町	日守	H12.3	国土交通省	
三島 山田川 (大場川との 合流地点)	うるおい広場	三島市	東町	R2. 11. 27	三島市	
沢地川 (大場川と の合流地点	祇園大橋	三島市	大宮町 3 丁目	R4. 2. 22	三島市	
函南 観音川	宮川橋	三島市	大場	R6. 3. 31	三島市	
桜川			大宮町	R5. 3. 31	三島市	
酒 5 / 2:111	芝橋	三島市	芝本町	R5. 3. 31	三島市	
源兵衛川	中郷温水地	三島市	富田町	R5. 3. 31	三島市	

境川 清住緑地	三島市	清住町	R5. 3. 31	三島市	
---------	-----	-----	-----------	-----	--

表-13 主要洪水・浸水被害と雨量

表一13 主安	洪水・浸水被害と雨		被害状況	(戸数)		三島測	削候所雨量	走(m
洪水年	原因	'	<u> </u>	. () ///			m)	
		全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	1 時間	1 目	2 目
S43. 8. 26	台風 10号	1		18	100	61	208	244
S44. 8. 25	台 風 9 号			18	131	15	39	63
S45. 6. 15	集中豪雨			97	158	30	271	347
S46. 8. 31	台 風 2 3 号				78	34	118	182
S47. 7. 11	集中豪雨			3	50	19	68	88
S49. 7. 8	台風 8 号及び 七 夕 豪 雨	3	5	305	1, 111	64	268	299
S50. 9. 23	集中豪雨			50	106	35	117	174
S50. 10.5	台 風 1 3 号			32		42	82	130
S56. 8. 22	台 風 1 5 号			4	32	37	201	262
S57. 8. 1	台風 10号		2	72	181	48	239	268
S57. 9. 12	台 風 1 8 号			3	27	26	99	128
S58. 9. 28	台風 10 号に 伴 う 大 雨				3	35	147	177
H 1 . 7 . 2 9	集中豪雨			49	331	82	192	205
H 2 . 9 . 1 3	秋 雨 前 線 に 伴 う 大 雨				38	70	129	143
H2.9.15	台 風 1 9 号 及び秋雨前線	2	3	198	830	57	118	155
H2.9.30	台 風 2 0 号				22	47	129	129
Н3.8.20	集中豪雨			4	78	72	146	159
H4.8.17	台 風 11号に 伴 う 大 雨				18	46	71	88
H6.9.18	秋 雨 前 線 に 伴 う 大 雨			2	16	70	118	226
H8.6.18	梅 雨 前 線 に 伴 う 集 中 豪 雨				5	34	71	71
H10.8.28	秋 雨 前 線 に 伴 う 大 雨	3	6	4	56	49	224	235
H14.10.1	台 風 2 1 号			1	6	43	158	161
H17.08.25	台風 11号			1	12	47	226	234
H19.09.06	台 風 9 号	1		38	93	42	311	351
R1.8.28	竜 巻		2			24	55	60.5
R1.10.12	台 風 1 9 号			4	70	43.5	362	392. 5

R3.7.2 \sim 3	梅雨前線に伴う大雨			3	14	41. 0	178. 5	325. 5
R5.6.2 \sim 3	梅雨前線に伴う大雨				4	57. 5	260.5	328
R 6 . 1 1 . 2	台風 21 号に伴う大雨	0	8	0	9	72. 0	151.0	151. 5

表-14 年最大降雨記録表

気象庁ホームページ 過去の気象データ

				**************************************	「小一厶/	・フ題五	カス 多一	, ,
年		日		24 時間		1 🖪	寺間	
7		日	値	月日時-月日時	値	月日	値	順位
昭和5年	1930	9月19日				10月20日		
昭和6年	1931	9月26日	98			9月27日	25.3	
昭和7年	1932	11月14日	94.4			6月25日	16.5	
昭和8年	1933	10月20日	77.7			9月16日	59.6	
昭和9年	1934	8月30日	178.5			8月30日	75	3
昭和 10 年	1935	6月24日	144.7			8月5日	36.1	
昭和 11 年	1936	9月27日	78.6			7月24日	22.4	
昭和 12 年	1937	7月16日	121.2			10月16日	32.3	
昭和 13 年	1938	6月29日	316			8月3日	45.5	
昭和 14 年	1939	6月29日	66.5			6月29日		
昭和 15 年	1940	8月26日	170.2			8月26日	36.2	
昭和 16 年	1941	7月12日	244			7月12日	52	
昭和 17 年	1942	9月19日	83.4			8月17日	33	
昭和 18 年	1943	6月18日	166.4			8月16日	30.2	
昭和 19 年	1944	8月7日	80.2			8月8日	26.1	
昭和 20 年	1945	8月24日	169.2			8月23日	73.4	4
昭和 21 年	1946	11月27日	92.9			11月27日	33.2	
昭和 22 年	1947	9月15日	114.6			9月14日	21.4	
昭和 23 年	1948	9月16日	254.1			9月16日	31	
昭和 24 年	1949	6月19日	161.5			6月19日	37	
昭和 25 年	1950	6月13日	92.4			2月9日	33.3	
昭和 26 年	1951	6月16日	143.2			9月30日	39.1	
昭和 27 年	1952	9月26日	136.3			6月24日		
昭和 28 年	1953	7月18日	167.8			7月17日	35.7	
昭和 29 年	1954	8月24日	95.6			8月24日	52.1	
昭和 30 年	1955	8月27日	89.9			8月27日	40.5	
昭和 31 年	1956	3月19日	84.4			7月22日	26.5	
昭和 32 年	1957	9月6日	111.6			9月6日	33.4	
昭和 33 年	1958	9月17日	182.1			9月17日	48	
昭和 34 年 昭和 35 年	1959 1960	8月13日 5月19日	201.6 91.7			2月19日 5月19日	35 25.2	
昭和 36 年	1961	6月28日	253.3			6月28日	43	
昭和 37 年	1961	10月11日	117.5			9月3日	60.5	
昭和 38 年	1963	6月3日	118.6			8月28日	49.3	
昭和 39 年	1964	6月27日	120.3			9月9日	72.9	5
昭和 40 年	1965	8月22日	145.6			9月17日	44.2	
昭和 41 年	1966	6月28日	127.1			7月9日	81.8	1
昭和 42 年	1967	9月13日	114.9			8月2日	52.4	
昭和 43 年	1968	8月26日	207.5			8月26日	61	
昭和 44 年	1969	8月1日	90		1	8月1日	40.5	
昭和 45 年	1970	6月15日	271		1	6月15日	30	
昭和 46 年	1971	9月7日	122			9月6日	39	
昭和 47 年	1972	7月15日	147.5			8月22日	48.5	
昭和 48 年	1973	7月20日	131.5			11月10日	30	
昭和 49 年	1974	7月8日	268			7月8日	64	10
昭和 50 年	1975	10月5日	129.5			10月5日	42	
昭和 51 年	1976	8月9日	98.5			3月27日	27.5	
昭和 52 年	1977	11月17日	140			11月17日	46	
昭和 53 年	1978	6月23日	72.5			7月11日	24.5	
昭和 54 年	1979	3月30日	99.5			8月7日	40.5	
昭和 55 年	1980	9月7日	102.5			9月7日	51	
昭和 56 年	1981	8月22日	201			10月9日	49.5	
昭和 57 年	1982	8月1日	238.5		1	7月23日	54	
昭和 58 年	1983	8月17日	165		1	9月28日	34.5	
昭和 59 年	1984	6月23日	122.5			6月23日	35.5	

Æ		日		24 時間		1 時間		
年		目	値	月日時-月日時	値	月日	値	順位
昭和 60 年	1985	6月30日	110.5			6月28日	35.5	
昭和 61 年	1986	8月4日	86.5			9月2日	39	
昭和 62 年	1987	6月29日	75.5			8月6日	34.5	
昭和 63 年	1988	8月11日	130			8月11日	32	
平成元年	1989	7月29日	192			7月29日	81.5	2
平成2年	1990	9月13日	129			9月13日	69.5	9
平成3年	1991	8月20日	145.5	9/18 17- 9/19 17	165	8月20日	72	6
平成4年	1992	11月20日	73.5	5/09 06- 5/10 06	90	8月17日	46	
平成5年	1993	7月5日	98.5	7/25 12- 7/26 12	102	2/22 *	38.5	
平成6年	1994	9月17日	118	9/17 05- 9/18 05	176.5	9月18日	70	8
平成7年	1995	7月1日	102.5	5/15 07- 5/16 05	109.5	7月1日	34	
平成8年	1996	9月22日	111	7/08 15- 7/09 15	114.5	6月18日	33.5	
平成9年	1997	6月20日	97.5	6/19 19- 6/20 15	99.5	7月11日	36	
平成 10 年	1998	8月28日	224	8/27 20- 8/28 20	238.5	10月1日	63.5	
平成 11 年	1999	7月13日	103	8/06 07- 8/07 07	123.5	9月13日	42.5	
平成 12 年	2000	9月1日	126	8/31 14- 9/01 14	133.5	9月1日	32.5	
平成 13 年	2001	9月10日	147	9/10 02- 9/11 02	150.5	8月21日	29.5	
平成 14 年	2002	10月1日	157.5]	9/30 22-10/01 20	158.0]	10月1日	43	
平成 15 年	2003	8月15日	195.5	8/14 17- 8/15 17	233.5	7月4日	57.5	
平成 16 年	2004	10月9日	190	10/08 17-10/09 17	252	8月17日	54.5	
平成 17 年	2005	8月25日	226	8/25 04- 8/26 04	233	8月25日	46.5	
平成 18 年	2006	2月1日	79	8/08 05- 8/09 05	113.5	7月19日	27.5	
平成 19 年	2007	9月6日	310.5]	9/06 07- 9/07 07	340.0]	9月6日	42.0]	
平成 20 年	2008	8月24日	115.5	4/07 19- 4/08 14	146	7月4日	63.5	
平成 21 年	2009	11月11日	59	8/09 21- 8/10 13	61.5	9月12日	37	
平成 22 年	2010	7月30日	140.5	7/29 06- 7/30 06	213	9月8日	48	
平成 23 年	2011	5月11日	128.5	9/20 21- 9/21 17	140.5	9月20日	51	
平成 24 年	2012	6月19日	72.5	2/06 12- 2/07 12	91	6/19 *	20.5	
平成 25 年	2013	9月15日	96	9/15 01- 9/16 01	97.5	8月21日	38.5	
平成 26 年	2014	10月5日	160.5	10/05 10- 10/06 10	278	10月6日	42.5	
平成 27 年	2015	7月16日	116	7/15 23- 7/16 23	118	9月2日	56.5	
平成 28 年	2016	8月22日	92	8/22 05- 8/22 16	92	8月2日	57.0	
平成 29 年	2017	10月29日	110.5	10/28 22-10/29 21	111.5	8月7日	32.0	
平成 30 年	2018	6月20日	90.5	6/20 03-6/21 03	134	6月9日	32.5	
令和元年	2019	10月12日	362	10/11 21-10/12 21	369.5	10月12日	43.5	
令和2年	2020	7月26日	158	7/26 1- 7/26 24	158	7月6日	35.5	
令和3年	2021	7月2日	178.5	7/2 10~7/3 10	205.5	9月1日	54	
令和4年	2022	8月12日	96.5	8/12 8 - 8/13 8	115.5	7月19日	46.5	
令和5年	2023	6月2日	260.5	6/2 7 - 6/2 7	283.5	6月2日	57.5	
令和6年	2024	11月2日	151.0	11/1 23 - 11/2 23	151.5	11月2日	72	6

※記号]:統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている数値(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

表-15 水位・雨量の情報提供機関

水位

情報提供者	河 川 名	場所	内容	情報取得手段
	大場川	大 場 (安 久 橋)	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24 時間分を表示	国 土 交 通 省
国 土 交 通 省 TEL055-934-2009	狩 野 川	大 仁 千 歳 橋 清水町徳倉 黒 瀬 外	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24 時間分を表示	ホームページ 静岡県ホームページ
	狩野川放水路	鏡 橋	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24 時間分を表示	(サイポスレーダー)
県 沼津土木事務所	大場川	下神川橋青木橋谷田中村橋	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24 時間分を表示	静岡県ホームページ
(維持調査課) TEL920-2213 FAX920-2383	御殿川	下御殿橋	毎正時の水位 (自記テレメータ) 24 時間分を表示	(サイポスレーダー)

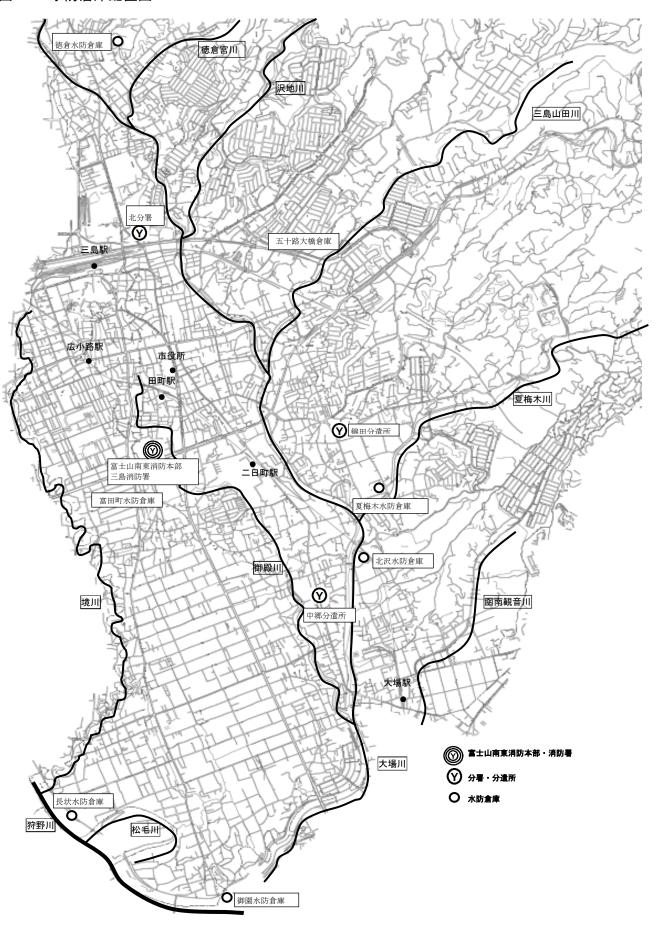
雨量

1113 = 2	1			ı				1	
情報提供者	河	Ш	名	場	所	内	容	情報取	得手段
気象庁				全	国				
(静岡地方気象台)				地	方	レーダー・	アメダス	気象庁	
TEL054-286-3521				県	;	解析	雨量	ホームペー	ジ
FAX054-283-6922				地	域				
国 土 交 通 省 TEL055-934-2009	大	場	JIJ	三島市領(市の瀬谷		毎時間 (自記テレ			
県 沼津土木事務所 (維持調本調)	大	場	JII	裾野市 司三島市		毎時間 (自記テレ		静岡県ホー	
(維持調査課) TEL920-2213 FAX920-2383	狩	野	JII	修善善	-	毎時間 (自記テレ			
裾 野 市 TEL992-3211	黄	瀬	ЛП	富士山南本部裾野		毎時間 自記記		電 F <i>F</i>	話 X X

表-16 水防資器材保管-覧表 (R6年12月31日現在)

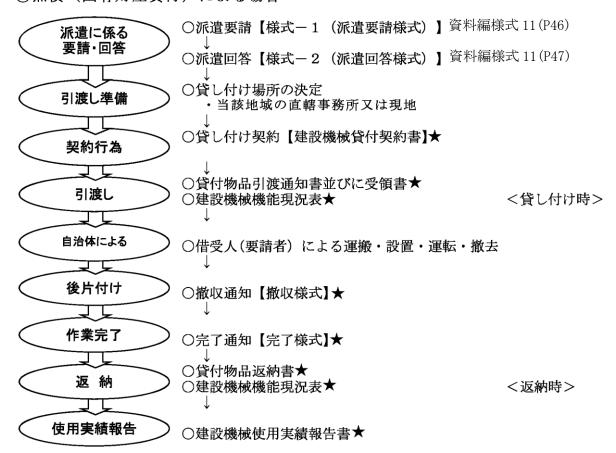
1111111	7, 700	1,600	400	1 番	40kg	1,800本80kg	70kg	7 巻 21kg	189	21	13	1	13	က
田田	5, 000		400											
商	1,200	008			30kg	$400 \pm 20 \mathrm{kg}$	20kg		19	6	4		2	
長	400	400				400 本 20kg	12. 5kg	2 巻 6kg	55	10	4		2	
鱼	400	100		1 操	10kg	400 本 20kg	12. 5kg	2 巻 6kg	30	10	4	1	2	
北	200	400				400 本 20kg	12. 5kg	1巻3kg	55	10	4		2	
夏梅木	200	400				200 本 10kg	12. 5kg	2 巻 6kg	30	2	2		5	8
	コース	鉄	6	ニーン 2.0m×0.1mm	帝 1 8	一 リッ ぼん 線	みを	⋇	(コップ(魚)	\$	\$ tt	鎌	か
	ىد	楼	+1	لدِّ	#	~	楚	熊	杭	K	Ž>	5		Z,

図-5 水防倉庫配置図



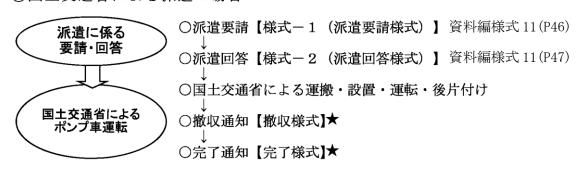
災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償(国有財産貸付)による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

表-17 災害対策用車両一覧表(国土交通省)

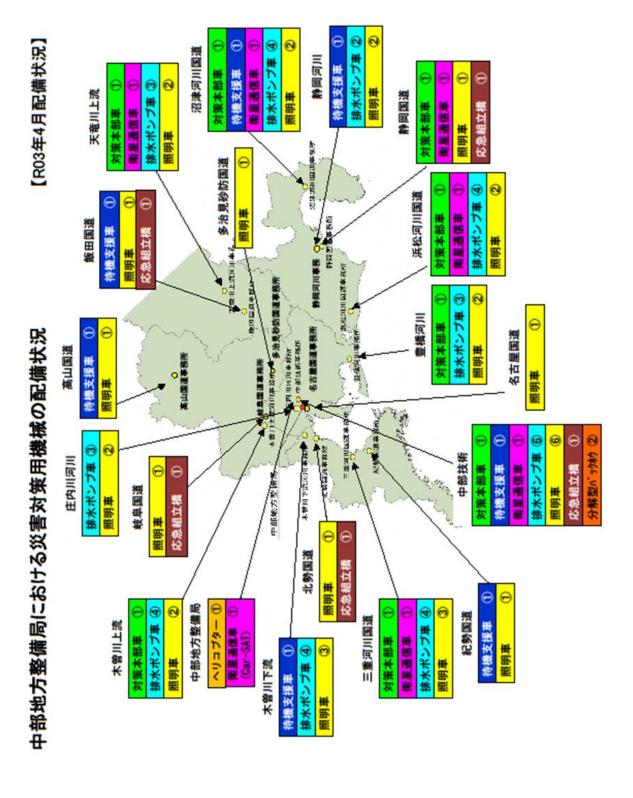


表-18 水位の種類及び内容

	- 10 八型の種	主矢ノ	
種		類	内容
計水	画		工事実施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断形に基づいて、又は 流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。
水((水	防 団 待 通 報 指 定	機))位	 流量からみた場合は、計画高水流量の約2割の流量が流れる水位 1年間に5~10日起こる程度の水位 ※ 1年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から5~10番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化が有れば、この基準は使えない。 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位
氾(水	濫注警戒	意)位	 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位 ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は1日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 ・ 約3年間に1回起こる程度の水位 ※ 水位の超過確率を考え3年確率相当水位を求める ・ 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位
避水	難判	断位	・ 市町長の高齢者等避難の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位・ 高齢者等避難の発令・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
氾 ()	濫 危 危 険 ‡水特別警刑	険) 成 位	 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、堀込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあってはこの限りでない。 ①計画高水位 ②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達の及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位 ・ 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。

表-19 指定河川における情報提供について

発表情	青報名	水防警報	洪水予報	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)		
指定河	可川名	水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川		
対象	直轄		流域面積が大きい河川で洪水により国民 経済上重大な損害を生ずるおそれのある 河川			
河川	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ず るおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当 な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により 相当な損害を生ずるおそれがある河川		
情報提供 の内容		河川において、水防管理団体の水防活	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体(水防団)や住民に対して、気象庁(降雨予測)と国又は県(水位予測)が共同して洪水の情報を発表する	避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位) に到達し		
発表 • 和	内容 重類		氾濫注意情報(洪水注意報)、氾濫警戒情報(洪水警報)、氾濫危険情報(洪水警報)及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2~3時間後の予測値を示して発表する	位到達情報に、現況の水位及び必要に		
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意 水位(警戒水位):準備、出動水位:出 動 氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫注意水位(警戒水位) 避難判断水位 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)		
情報提		水防管理団体(水防団)	水防管理団体(水防団)、 一般住民	水防管理団体(水防団)、 一般住民		
法的	根拠	水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条		
備	考	中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注 意が必要		平成26年4月8日付国水環第2号「社水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる		

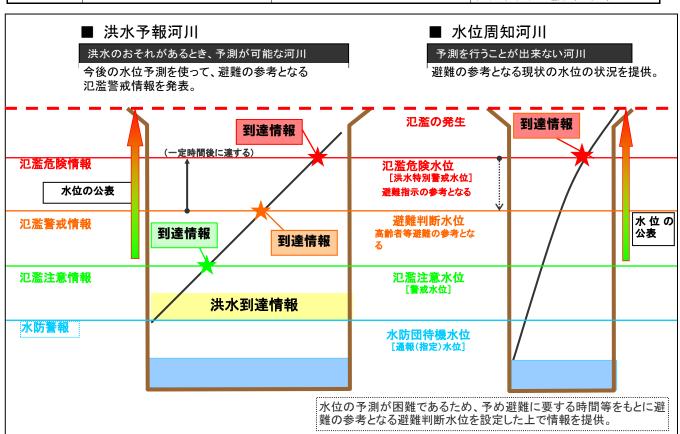


表-20 避難指示等の基準

区分	水害	土砂災害
高齢者等 避難 【警戒レ ベル3】	次のいずれかに該当するとき発令する。 ①比較的大きな河川の水位観測所の水位が 避難判断水位(レベル3水位)に到達 し、かつ、氾濫注意情報において引き続 きの水位上昇が見込まれている場合 ②比較的大きな河川の水位観測所の水位が 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達す る予測が発表されている場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リ スクライン)で「避難判断水位の超過に 相当(赤)」になった場合 ④堤防に軽微な漏水等が発見された場 合	次のいずれかに該当するとき発令する。 ①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が気象庁は「警戒(赤)」、県は「3時間以内に土砂災害の危険になる恐れがある(黄)」となった場合②台風の影響などにより、市内にまとまった50mm/時間以上の降雨又は30mm/時間以上の降雨が3時間以上続くと予想され、人的被害が見込まれる場合(発令時期は、ピークの3時間前又はピーク時の3時間前が夜間、早朝の場合は日没前)
避難指示 【警戒レ ベル 4】	次のいずれかに該当するとき発令する。 ①比較的大きな河川の水位観測所の水位が 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達し た場合 ②氾濫危険数位に到達していないものの、 堤防高を超える事が予想される場合 ③国管理河川の洪水危険度分布(水害リス クライン)で「氾濫危険水位の超過に相 当(紫)」になった場合 ④堤防に異常な漏水、浸食等が発見された 場合 ⑤立退き避難が困難となる風雨が予想され る場合 ⑥その他水害の発生する恐れがある場合で あって、市長が必要と認めるとき	
緊急安全 確保 【警戒レ ベル5】	次のいずれかに該当するとき発令する ①比較的大きな河川の水位観測所の水位が 氾濫開始相当水位に到達した場合 ②国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性 (黒)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や、本川が増水しているため排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤堤防の決壊や越水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合	次のいずれかに該当するとき発令する ①大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ②土砂災害が発生した場合 ③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ④土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

	水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下	当該地区の土砂災害警戒情報が解除された
	回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流	段階を基本とする。ただし、土砂災害が発生
	域での降雨がほとんどない場合を基本とす	した場合には、現地状況の確認(崩壊の拡大
	る。	や新たなクラック等の有無など)等を踏ま
解除	堤防決壊による浸水が発生した場合につ	え、慎重に解除の判断をするものとする。
	いては、浸水の拡大がみられず、河川から	
	の氾濫のおそれがなくなった段階を基本と	
	する。	